

さつま町職員の兼業許可等に関する運用基準（概要）

本基準は、職員の地域社会への参加や自己成長を促進する一方、公務の中立性・公正性・信頼性を確保し、職員の健康を保持するために定めるものです。なお、最終的な可否の判断は任命権者が行います。

1 職員の範囲

一般職・任期付・再任用・フルタイム会計年度任用職員

※管理職、派遣職員、採用3年未満の職員は職務への影響を考慮し判断。

2 判断基準

原則として、以下のすべての条件を満たすことが兼業許可の条件とする。

(1) 職務への影響

兼業時間は週8時間、月30時間、勤務日3時間を上限とする。

(2) 利害関係の有無

本務と兼業先に直接的・間接的な利害関係がないこと。

(3) 公務の信用保持

職員の品位を損なわず、不当な高額報酬や反社会的勢力への兼業は不可。

(4) 職員の健康保持

翌日の勤務に影響を及ぼさないよう長時間労働を防止し、睡眠時間を確保すること。

3 自営で許可が必要な基準

以下のいずれかに該当する場合は、自営として許可申請が必要となる。

(1) 不動産賃貸

- ・5棟以上、又は10室以上の賃貸
- ・年間収入500万円以上
- ・管理業務を自ら行う場合

(2) 駐車場経営

- ・10台以上を自ら管理
- ・委託の場合でも年間収入80万円以上

(3) 太陽光発電

- ・出力50kW以上の設備を保有
- ・自宅以外に設置し継続的な売電収入有

(4) 農業

- ・販売による年間収入150万円以上
- ・耕作面積が30アール以上

4 具体的な兼業許可の例

【許可申請は不要で従事可能】

- ・消防団員としての活動
- ・公民会活動による無償での労務提供
- ・小規模なボランティア活動
- ・小規模な不動産賃貸、農業等

【申請しても許可されない可能性が高い】

- ・深夜帯での長時間労働
- ・本務との利害相反関係がある業務
- ・不当に高額な報酬である業務
- ・大規模な自営で本務に影響があるもの

【申請すれば許可される可能性が高い】

- ・公民会役員としての活動
- ・地域スポーツ団体等の指導者
- ・塾講師、家庭教師のアルバイト
- ・書道、ピアノ、スポーツ教室の運営
- ・オンラインによる在宅ワーク
- ・執筆、デザイン業務
- ・ハンドメイド作品等のオンライン販売
- ・ライドシェア運転手
- ・本格的なボランティア活動
- ・一定規模の不動産賃貸、農業等

兼業に関し判断に迷う場合は、総務課行政係までご相談ください。